

2024 監事 4
令和 6 年 6 月 24 日

国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長 大 和 裕 幸 殿

監事 菊 池 聡

監事 三 尾 美 枝 子
(公印省略)

令和 5 事業年度監事監査の結果（通知）

令和 5 事業年度監事監査実施計画に基づき実施した令和 5 事業年度監事監査の結果について、監事監査要綱第 6 に基づき別添のとおり通知します。

令和5事業年度監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

私たち監事は、令和5事業年度監事監査実施計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部署、不正防止計画推進部署その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、横須賀本部及び各拠点において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が、通則法及び個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

特に、令和5事業年度は、重点監査事項として、①ITをベースとした業務効率化について及び②調達・検収の適正性について、役職員等からの説明を受けた。また、業務の実施状況や中長期計画後半の見通しを含め、状況を確認した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告と、財務諸表等の監査結果についての説明を受けた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査結果

1. 業務実施状況

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

令和5事業年度は中長期計画の後半4年間のうちの2年目の年度であり、前半の成果を踏まえるとともに理事長策定のマニフェストに基づ

き、技術開発体制の再構築を実施するとともに、海洋 STEAM 事業など社会とのインタフェースとして海洋人材の裾野拡大を目指した事業に着手し実績を重ねつつあることを確認した。

また、予算の執行に関しては、エネルギー価格の高騰や円安の影響による昨今の社会情勢を考慮しつつ実施されていることを確認できたが、納期が長期間を要することが明らかな案件についてはより詳細な検討を実施し、必要な会計対応を迅速に行うなどして計画的な執行を行うべきである。

重点監査事項としていた IT をベースとした業務効率化に関しては、各種クラウドサービスを効果的に活用し、コミュニケーションの活性化が推進されているとともに出張・外勤・会議等の準備など業務の負荷が一部軽減されていることを確認した。

複数の新規大型プロジェクトの着手等に際し、限られた人的資源での対応により職員の疲労が蓄積されている状況が見られる。中途採用による人員の補充など一定程度行われているところであるが、定年延長によるシニア世代の活用等も含めて人的資源の適切な配置を期待したい。

2. 内部統制システム及び運用状況

業務方法書に基づく内部統制システムの適正な運用と理事長のマネジメントについて、指摘すべき重要な事項は認められない。

公的研究費にかかる不正防止計画の策定及び実施計画については不正防止計画推進部署が文科省のガイドラインに基づきコンプライアンス教育・啓発活動実施計画を策定し、理解促進・知識定着を目指した取り組みを実施しており、適切に運用されていることを確認した。

情報セキュリティについてはシステム、運用、組織体制及びマネジメント強化を継続的に実施しているとともに、教育研修、自己点検を実施し、セキュリティ向上に努めていることを確認した。また、経済安全保障については、情報、物品・技術、社屋等への取組を実施していることを確認した。また、重点監査事項としていた調達・検収の適正性については経理部と予算執行部署が経理処理フローを遵守し、必要に応じて経理部の伴走支援が適切に行われていることを確認した。

3. 役員の職務執行に関する違法、不当な行為

役員の職務の執行に関する不正行為又は法令等に違反する重大な事案は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

財務諸表等は、必要な事項を正しく示しており、適正かつ妥当であると認める。なお、会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制についても相当であると認める。

5. 業務実績等報告書及び事業報告書についての意見

中長期計画に基づく研究の確実な進展、目標の達成状況及び効率的な

事務運営の実施状況については、自己評価会議に出席するとともに、業務実績等報告書などから、適正な業務運営が行われたこと及び理事長による自己評価決定手続きが適正に行われたことを確認した。

令和5年度事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しくかつ分かりやすく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 役員の報酬は、職務内容の特性や業務の実績、参考となる他法人及び民間企業との比較などを考慮すると、それぞれの報酬水準は妥当である。また、職員の給与水準は、業務の実績や勤務成績等が反映されており妥当である。なお、役職員の報酬・給与等については、機構のホームページにおいて適正に公表されていることを確認した。

2. 随意契約の適正化を含めた契約の状況については、「契約監視委員会」において適宜適確に点検しており、公平性・透明性が確保され、合理的な調達の実施されていることを確認した。

また、「令和5年度調達等合理化計画」については、計画策定時の点検、実施状況の点検及び自己評価結果の点検を行い、当該計画が着実に実施されたことを確認した。なお、「契約監視委員会」の審議概要は、機構のホームページにおいて適正に公表されていることを確認した。

3. 保有資産の見直し等は、管理の合理化を含め、適正に実施されていることを確認した。

令和6年 6月24日

国立研究開発法人 海洋研究開発機構

監 事 菊池 聡

監 事 三尾 美枝子